

令和2年4月14日

保護者各位

綾川町子育て支援課

### 綾川町立こども園利用の自粛及び家庭保育の協力依頼について

平素より、こども園の運営に対しまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日に東京都などの7地域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。また、令和2年4月13日には、香川県の浜田知事により県独自の緊急事態宣言が発令されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に対する懸念や、香川県からの保育施設等利用自粛の依頼があり、町内こども園における基本的な対応方針は下記のとおりとなりましたので、お知らせします。子どもたちの健康と安全を第一に考えたうえでの協力依頼となります。

保護者の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解及びご協力のほどよろしく申し上げます。

### 記

1. 家庭保育協力要請期間については、令和2年4月13日(月)から令和2年4月25日(土)までです。町内こども園においては、通常通り開園していますが、保護者の就労状況、親族等の協力が得られないなど、やむを得ない場合を除き、可能な限り家庭での保育をお願いします。
2. 協力要請期間内に登園を控えた場合、0～2歳児クラスの利用者負担額(保育料)につきましては、軽減措置(日割り計算)を行い、後日、町から還付を行います。また、副食費についても軽減措置として後日、町から還付を行います。登園を自粛される場合は、その期間を事前にこども園にお伝えください。

※ 現在の状況でのお知らせですので、新型コロナウイルスの感染状況により変わることがありますので、ご理解及びご協力をお願いします。